

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、有限会社アストロワークス と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報処理サービス業および情報提供サービス業
2. 電気通信設備、コンピュータ、その周辺機器・関連機器およびそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、保守、管理ならびに輸出入業務
3. 書籍・雑誌その他印刷物および電子出版物の企画、制作および販売
4. 地図制作
5. 地理情報の収集、分析、提供、処理業務
6. 地理情報システムの企画、研究開発、提供、技術指導およびコンサルタント業
7. 測量業
8. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得およびその管理運用
9. 通信システムによる情報・画像・楽曲の収集、配信、処理および販売ならびにそれに係る機器および装置類の販売
10. 放送業、印刷業、翻訳業、映像・音響著作物の制作および販売業
11. 通信販売業
12. 広告宣伝の情報媒体の販売
13. 広告、宣伝に関する企画、制作および広告代理店業
14. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付したものの）の企画、開発および著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡ならびにこれらの仲介、代理
15. 経営コンサルタント業
16. 旅行業
17. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
18. 集金代行業
19. 販売促進活動に関するコンサルティング、申込受付、顧客管理等の代行業務
20. タレント・モデル・アーティスト・スポーツ選手のマネージメントおよび肖像権管理
21. CD、DVD、ミュージックテープ、ビデオ等の原盤の企画・制作・販売
22. 映画、コンサート、演劇、スポーツ、イベント等の各種催物チケットの販売
23. 不動産の売買、賃貸借、仲介、運用、管理および鑑定業
24. 労働者派遣事業、職業紹介事業ならびに人材の職業適性能力開発のための研修、指導および教育事業
25. 病院外における介護および看護に関する事業
26. 健康測定、運動指導、保健指導、栄養指導、心理相談等の業務
27. 医療、介護、保育、教育、レジャーおよびスポーツに関連する施設、飲食店ならびに学習塾の経営

28. 美容院、理髪店、クリーニング店、ヘルスセンター、ヘルスクラブ、クアハウス、フィットネスクラブ、遊技場、カルチャーセンター、ホテル及びプレイガイドの経営
29. エステティックサロン、マッサージサロンの経営及びトータルビューティコンサルタント業
30. 旅館業
31. 地域開発および都市開発事業ならびにこれらに関する請負、企画、設計および監理
32. インターネット用コンピュータ機器のレンタル
33. インターネットのホームページの企画、制作
34. インターネットのドメイン取得代行業
35. インターネット異性紹介事業
36. 損害保険および保険媒介代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
37. 各種マーケティング業
38. イベントの企画・運営
39. 温室効果ガス排出権の売買
40. インターネット等の通信ネットワークにおける暗号技術を用いた当事者の登録、認証業務および通信情報の認証業務
41. 前号の認証に関する電子証明書の発行サービス
42. ホスティングサービス事業およびこれに付帯する事業
43. データセンター運用事業およびこれに付帯するハードウェアもしくはソフトウェアの販売または貸与等の事業
44. 一般貨物自動車運送業および貨物利用運送業
45. 倉庫業
46. 古物売買業
47. 次の商品ならびにその部品および原料に関する貿易業、売買業、問屋業、代理業および仲立業
  - (1) 医療用具その他の各種機械器具
  - (2) 車輛および船舶
  - (3) 薬品（医薬品、医薬部外品、動物用医薬品を含む）および化粧品
  - (4) 食料、飲料、酒類、飼料
  - (5) 雑貨類
48. 前号に掲げる商品に関連する開発、製造加工業
49. 車輛、事務用機器、医療用具、その他機器類のリース業、レンタル業および修理業
50. 発電事業および電気、蒸気その他エネルギーの供給に関する事業
51. 植林、伐採その他の山林業、製材業、木材加工業
52. 農産物の栽培、水産物の採捕および養殖ならびに牧畜業
53. 電話その他の通信手段を用いたコンタクトセンターの企画、設計、構築、運用ならびにコンサルティング
54. 前各号の業務およびこれらに付帯または関連する一切の業務を営む会社ならびにこれらに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること
55. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 神戸市 に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、2000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。

ただし、当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には、株主総会の承認をしたものとみなす。

(株主名簿記載事項の変更)

第8条 当社の株式につき株主名簿記載事項の変更を請求するには、所定の請求書に株主と株式取得者が記名押印し提出する。

2 譲受以外の事由により株式を取得したときは、その事由を証する書面も併せて提出する。

(質権の登録および信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の設定または信託財産の表示を請求するには、所定の請求書に当事者が記名押印し提出する。

2 登録または表示の変更および抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前二条に定める請求をする場合には、所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当社は、営業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その営業年度に係る定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告してそのための基準日を定めることができる。

(株主等の氏名住所等の届出)

第12条 株主もしくは登録質権者は、所定の書面により、その氏名、住所および印鑑を当社に届け出なければならない。これらに変更があったときも同様とする。

- 2 届出をしない者に対しては、そのために生じた損害について、当会社はその責任を負わない。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

#### (議長)

第14条 株主総会は、社長が議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、他の取締役が議長となる。

#### (決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### (株主総会の議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

### 第4章 取締役

#### (取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は1名以上とする。

#### (取締役の選任方法)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において、当会社の株主の中から選任する。

- 2 取締役の選任は、累積投票によらない。

#### (代表取締役および社長)

第20条 当会社は、2名以上の取締役がいるときは、取締役の互選により代表取締役1名を選任する。

- 2 取締役が2名以上いるときは代表取締役を、取締役が1名のときは当該取締役を、社長とする。

(報酬および退職慰労金)

**第21条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によりこれを定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

**第22条** 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

**第23条** 当会社の剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載された株主および登録質権者に対して支払う。

- 2 未払の剰余金の配当については利息をつけない。
- 3 剰余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

## 第6章 附 則

(規定外事項)

**第24条** この定款に規定のない事項は、すべて会社法、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律その他の法令によるものとする。

これは、現行定款に相違ありません。

平成30年9月25日  
神戸市中央区古湊通一丁目2番23号  
有限会社アストロワークス  
取締役 播井 久泰